

駐車場附置に係る地域ルール策定促進事業審査基準

(1) 審査項目

応募のあった事業について、以下の5項目について評価を行う。

審査項目	内 容
対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none">・地域ルール策定の対象範囲が、都市計画や行政計画等において、人中心のまちづくりを進めようとするエリアであるか。・地域の交通問題等の解決に資するよう、複数の街区から成る一定程度のまとまりのある区域となっているか。
課題認識	<ul style="list-style-type: none">・対象範囲における、建築物の附置義務駐車場に係る課題やその他の駐車に係る地域課題などが具体的に示されているか。
事業効果	<ul style="list-style-type: none">・地域ルールの策定により、対象範囲における駐車に係る課題解決につなげることができることが具体的に示されているか。
実現性	<ul style="list-style-type: none">・地域ルールの策定に向けた体制が整っているか。・スケジュールは適切か。
促進事業としての 適格性	<ul style="list-style-type: none">・策定される地域ルールが、今後策定を検討するエリアの参考となり、地域ルールの策定促進につながるものであるか。

(2) 審査基準

評点

5：非常に優れている

4：優れている

3：普通

2：やや劣っている

1：劣っている

上記の審査基準の合計点（25点満点）を踏まえ、次のとおり評価する。

「A」 合計点15点以上 → 指定事業とすることが適格なもの

「B」 合計点14点以下 → 指定事業とすることが不適格なもの

ただし、審査項目に一つでも1がついた事業は、合計点にかかわらず不適格とする。